

高畠町ごみ処理基本計画（案）

令和8年3月

高畠町

目次

第1章基本的事項

1. ごみ処理基本計画の背景と目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の範囲	2
4. ごみ処理基本計画の位置づけ	2

第2章高畠町の概況

1. 人口動態	3
2. 産業の動向	4

第3章ごみ処理の現況

1. ごみ処理体制	5
2. ごみ処理施設	7
3. ごみ排出量の推移	8

第4章基本方針及び具体的施策

1. 基本方針	13
2. 具体的な取り組み	14
3. 数値目標	18

資料編

1. 用語集	20
--------	----



第1章 基本的事項

1. ごみ処理基本計画の背景と目的

高畠町（以下「本町」という。）は、『ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」』を目指すべき将来像に掲げ、「一人ひとりがしあわせになるまち」の実現に向け、本町最上位計画である第6次総合計画を策定し、町民と行政が一体となったまちづくりを進めています。同計画では、将来像を実現するために、ライフステージに合わせて具体的な10項目の「めざす町の姿」を設定しており、その一つである「みんなで未来に向けたまちづくりを進めている」では、「持続可能な環境づくりに取り組む人を増やす」を目指すこととしています。

また、令和2（2020）年11月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「高畠町ゼロカーボンシティ宣言」の表明、令和5年には「第3次高畠町環境基本計画」を策定し、環境や自分たちの現状や未来について話し合うワークショップの継続開催や研修会機会の創出などに取り組むこととしています。

国では、令和4年施行の「プラスチック資源循環促進法」に基づき、製品の設計から廃棄に至る全段階での資源循環が制度化されました。自治体には、製品プラスチックの一括回収や、排出抑制に向けた住民・事業者へのさらなる働きかけが求められています。

また、令和6年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、従来の「作って、使って、捨てる」という一方通行の社会から、資源を繰り返し利用し続ける「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が加速しています。

本町では、近隣市町に先駆けて、高畠方式によるペットボトルの分別収集や生ごみ回収など、廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組んできました。しかし、廃棄物処理の観点から、脱炭素社会の実現やSDGsとの整合性、また自然災害時の安全で安定したごみ処理体制の確保など、新たな課題への対応が求められています。

これらの背景や課題に対応し、循環型社会の形成を進めるため、今後のごみ処理の基本方針を定めた「高畠町ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定しました。今後は、さらなる廃棄物の発生抑制と資源化を推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指していきます。

2. 計画期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、令和12年度を中間目標年度として見直しを行うものとします。

なお、社会情勢や法体系の変化など、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。



3. 計画の範囲

本計画では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）で定める廃棄物のうち、一般廃棄物の「ごみ」を対象とします。

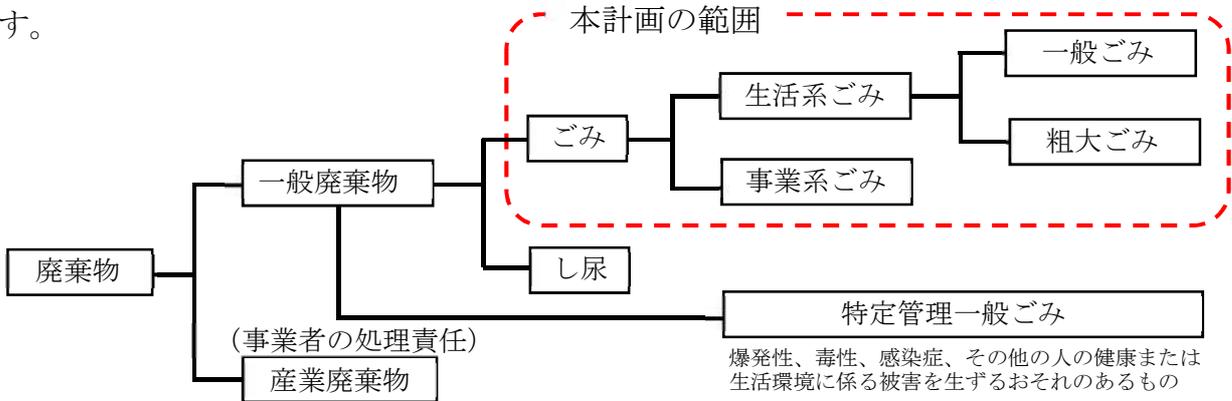


図 1 - 1 本計画の範囲

4. ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき、区域内のごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分までのごみの適正な処理を進めるため、必要な基本的事項や一般廃棄物処理体系確立のための基本的施策を示すことを目的として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、廃棄物の適正処理やリサイクルについて定めた国や県の計画等を踏まえつつ、本町の上位計画である「第 6 次高畠町総合計画」及び「高畠町環境基本計画」等との整合性を図ることが必要です。

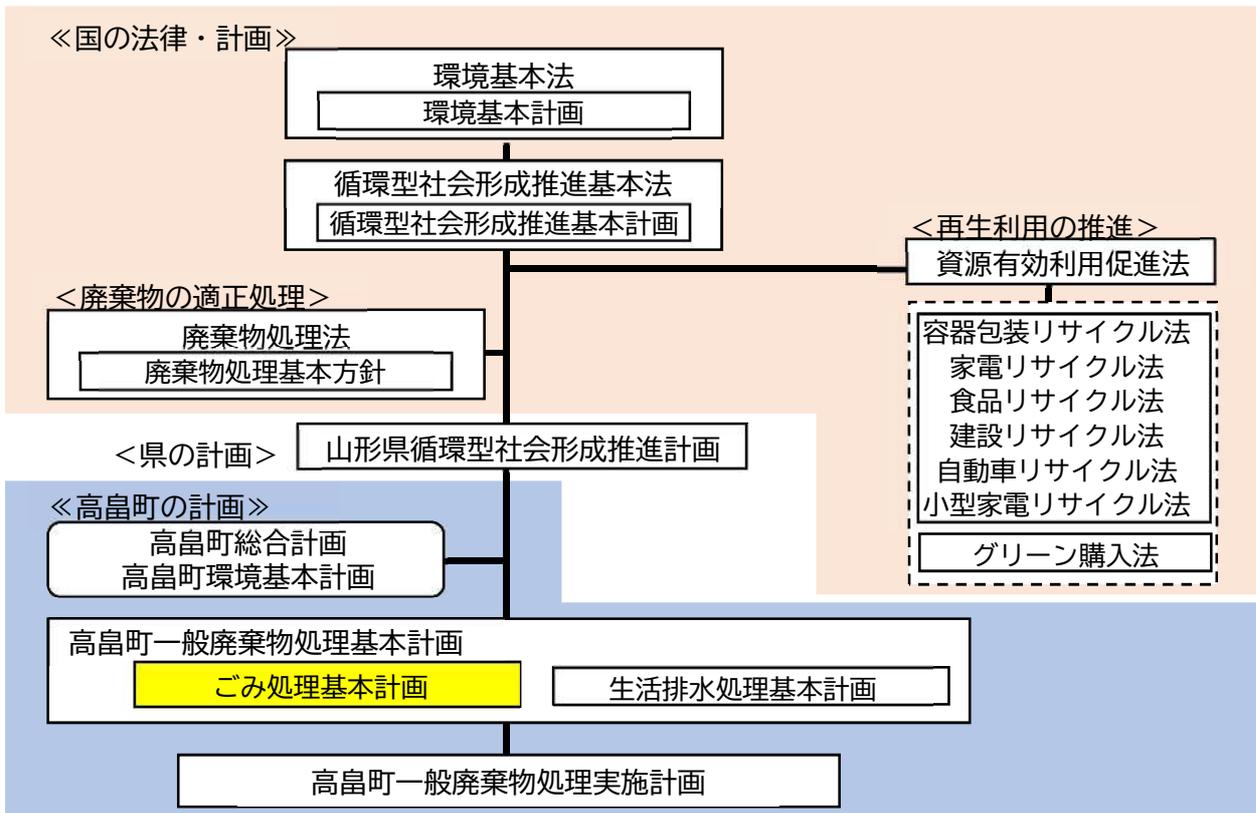


図 2 - 1 本計画の位置付け



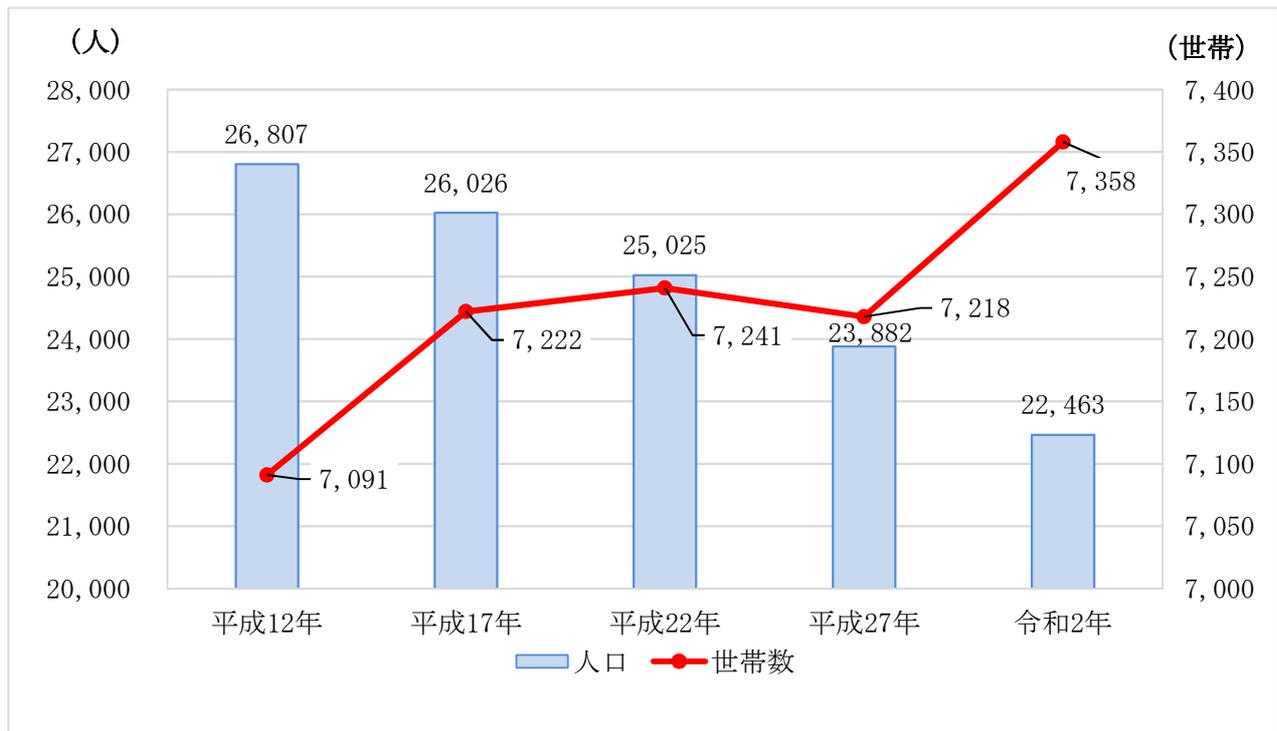
第2章 高畠町の概況

1. 人口動態

高畠町の、令和2年国勢調査における人口は、22,463人、前回（平成27年）と比較して、1,419人減少しました。（5.94%減少）

世帯数は、7,358世帯で、前回と比較して140世帯増加しました。（1.94%増加）一世帯当たり人員は、3.05人で、前回と比較して0.26人減少しました。

今後10年間においても、人口減少化とともに、少子高齢化はますます進むと予測されます。



(国勢調査)

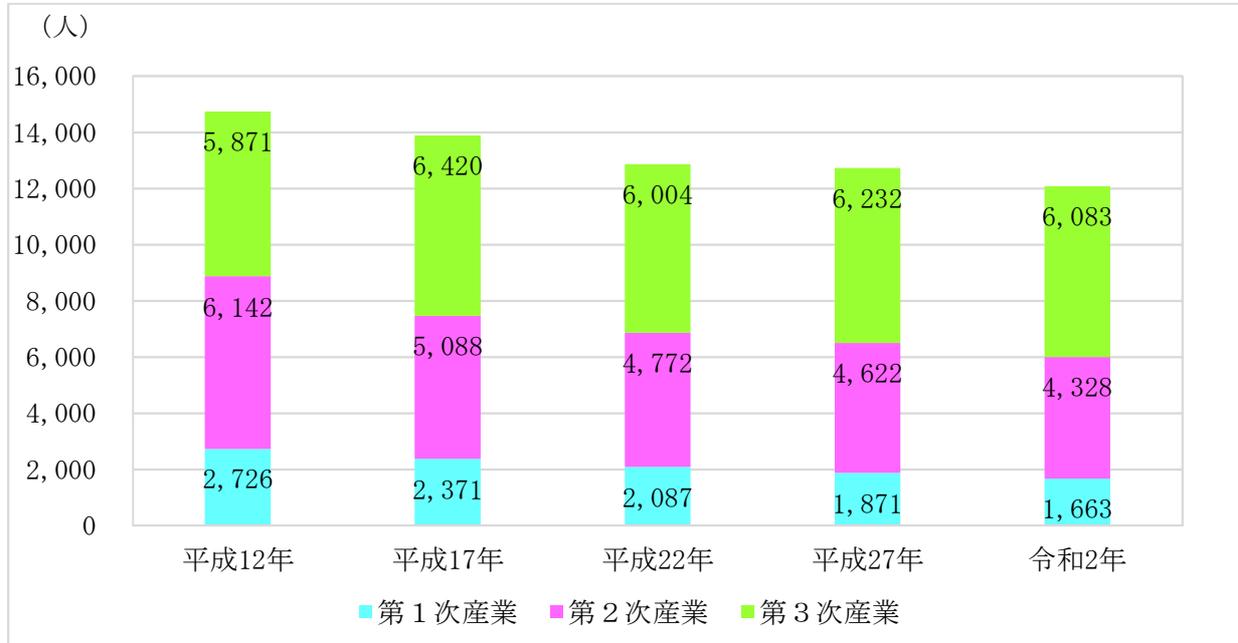


2. 産業の動向

令和2年国勢調査によると、本町の就業人口の総数は12,074人です。

このうち、第三次産業が最も多く一定の就業者数を維持しています。一方で、第一次産業および第二次産業は減少傾向にあります。

○産業別就業者数の推移



単位：人

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	2,726	2,371	2,087	1,871	1,663
第2次産業	6,142	5,088	4,772	4,622	4,328
第3次産業	5,871	6,420	6,004	6,232	6,083

(国勢調査)

- 第1次産業・・・農業、林業
- 第2次産業・・・製造業、建設業、鉱業
- 第3次産業・・・卸・小売業、サービス業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、運輸業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、複合サービス事業、学習支援業、情報通信業、不動産業



第3章 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体制

(1) ごみの分別種類及び収集回数等

家庭から排出されるごみ(生活系ごみ)の分別種類や排出形態等は、下表のとおり実施します。

廃棄物の種類		排出形態	収集回数
可燃性ごみ		指定袋	2回/週
不燃性ごみ		指定袋	1回/月
有害ごみ		無指定袋(透明)	1回/月 ※不燃性ごみの日
資源ごみ	プラスチック製容器包装	指定袋	1回/週 ※不燃性ごみ回収日を除く
	古紙類・古繊維	古紙：紙紐で縛る 古繊維：無指定袋(透明)	月2回
	缶・金属・ペットボトル	指定容器に直接投入	2回/月
	ガラスびん	指定容器に直接投入	1回/月
	生ごみ ※モデル地区に限る	指定容器に直接投入	2回/週
	食用油	指定容器に直接投入	随時
粗大ごみ		個別回収	年2回
川土砂		麻袋	随時

表3-1 ごみの分別種類及び収集回数等



(2) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは図3-1に示すとおりです。

本町のごみは、千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターで中間処理を行い、焼却灰や不燃残渣は浅川最終処分場で最終処分しています。

プラスチック製容器包装、ペットボトルは、選別・一時保管後に資源化または委託処理を行っています。

資源ごみは、県南リサイクルセンターで選別後、再資源化業者へ搬入し、生ごみは上山市丹野エコプラザでエコ堆肥として活用しています。

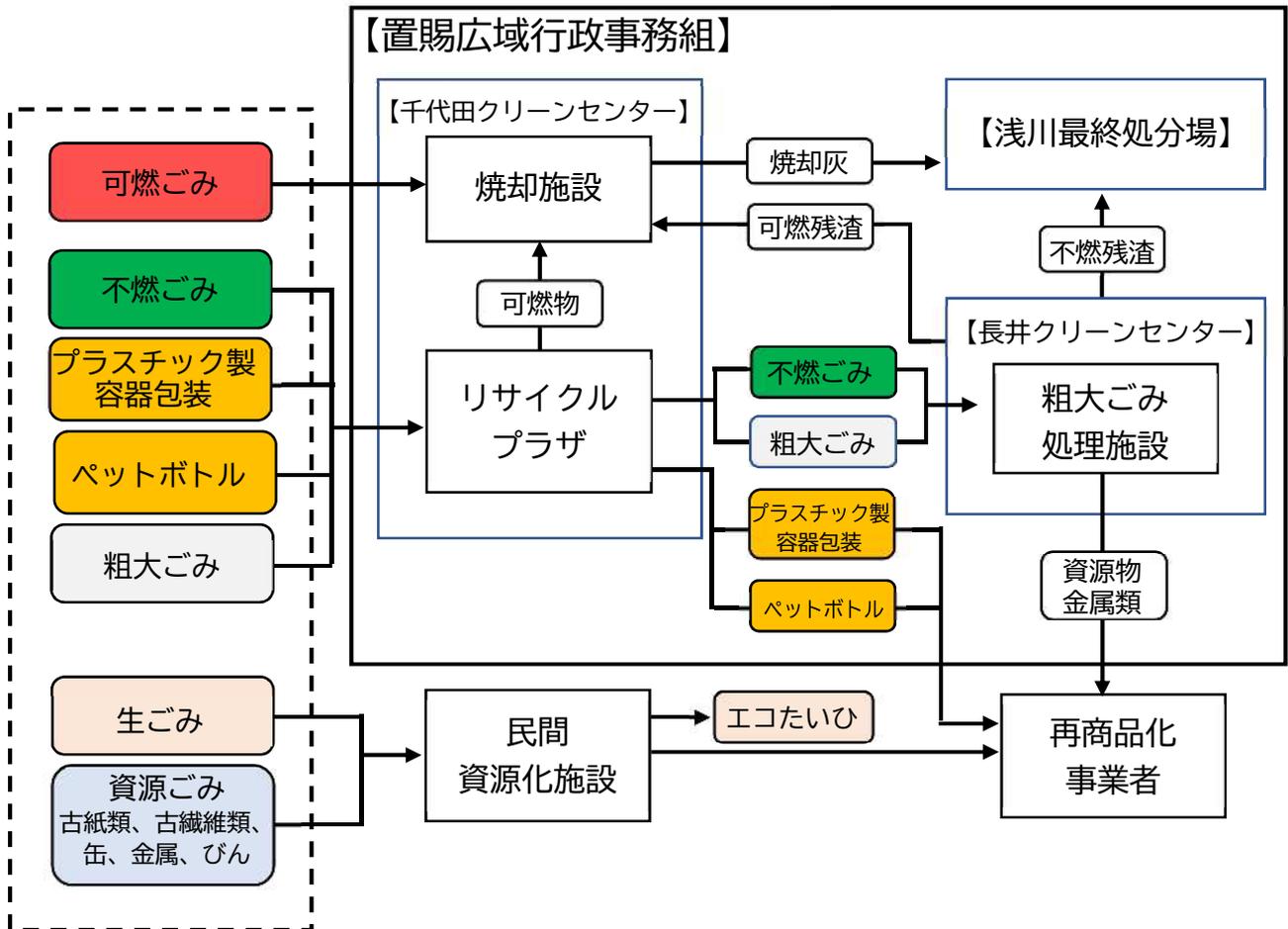


図3-1 ごみ処理フロー



2. ごみ処理施設

(1) 中間処理施設

中間処理は、収集したごみの減量化・減容化・安定化を目的として実施しています。

また、資源化を推進するとともに、焼却処理及び埋立処分を適正に行っています。

施設名	所在地	対象廃棄物	処理能力	処理方法	残渣の処分方法
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター	高島町大字 夏茂 2933 番地	可燃性ごみ	255t/日	焼却処理	埋立処分
置賜広域行政事務組合 長井クリーンセンター	長井市舟場 30 番 1 号	不燃性ごみ (破碎処理するもの)	30 t / 5 h	破碎処理	埋立処分
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター リサイクルプラザ	高島町大字 夏茂 2933 番地	ペットボトル プラスチック製容器包装	2.2t/日 11.3t/日	選別・梱包	焼却処分
県南リサイクル センター協同組合	高島町大字石岡 379 番地の 1	びん、アルミ缶、 スチール缶、金属、 古紙、古繊維	/	選別・減容 ・梱包	/
(株)丹野エコプラザ	上山市檜下字 柏木 1527 番地	生ごみ	15.6t/日	円形式発酵 処理	/
みどり環境建設(株)	高島町大字夏茂 722 番地の 1	木くず	68t/日	破碎処理	/

(2) 最終処分場

千代田クリーンセンターの焼却残渣及び長井クリーンセンターの不燃残渣等を受け入れ、環境保全対策を講じながら埋立処分を行っています。

名 称	置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター 浅川最終処分場 第 2 処分場
所 在 地	米沢市大字浅川 1644 番地 1 号
埋 立 地 容 量	1 2 8 , 7 3 4 m ³
埋 立 地 面 積	4 0 , 4 6 1 m ²
埋 立 方 式	セル方式
処 理 方 式	カルシウム除去+接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+ 活性炭吸着+消毒処理
浸出水処理施設	処理能力 1 1 0 m ³ /日 浸出水調整槽 5 , 0 0 0 m ³
計 画 埋 立 期 間	1 5 年間
放 流 先	1 級河川 天王川



3. ごみ排出量の推移

(1) ごみの排出量

令和2年度から令和6年度にかけて、ごみ排出量は全体として減少傾向にあります。

生活系ごみは、令和4年度に大雨の影響により災ごみの発生により一時的に増加しましたが、その後は再び減少傾向にあります。背景には、分別の徹底や減量化施策の効果に加え、人口減少の進行も大きく影響していると考えられます

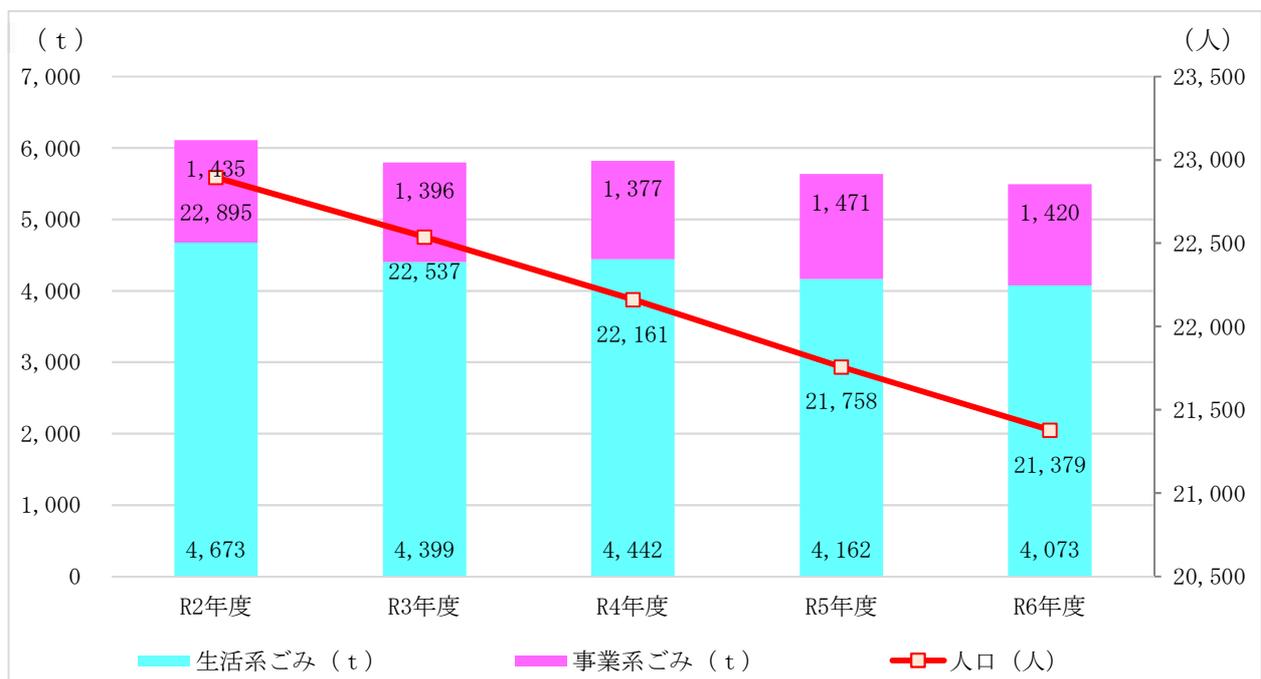
事業系ごみは、令和2年度から令和4年度までは減少しましたが、令和5年度に一時的に増加し、令和6年度は1,420tとなっています。これは、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞と、その後の社会経済活動の回復が影響しているものと考えられます。

1人1日あたりの排出量は、令和4年度にはり災ごみの影響により一時的に増加したものの、令和2年度の473gから令和6年度には450gへと減少しており、全体としては概ね減少傾向にあります。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
生活系ごみ (t)	4,673	4,399	4,442	4,162	4,073
事業系ごみ (t)	1,435	1,396	1,377	1,471	1,420
総ごみ量 (t)	6,108	5,795	5,819	5,633	5,493
生活系ごみ 1人1日あたり (g)	473	456	468	447	450
人口 (人) ※10月1日	22,895	22,537	22,161	21,758	21,379

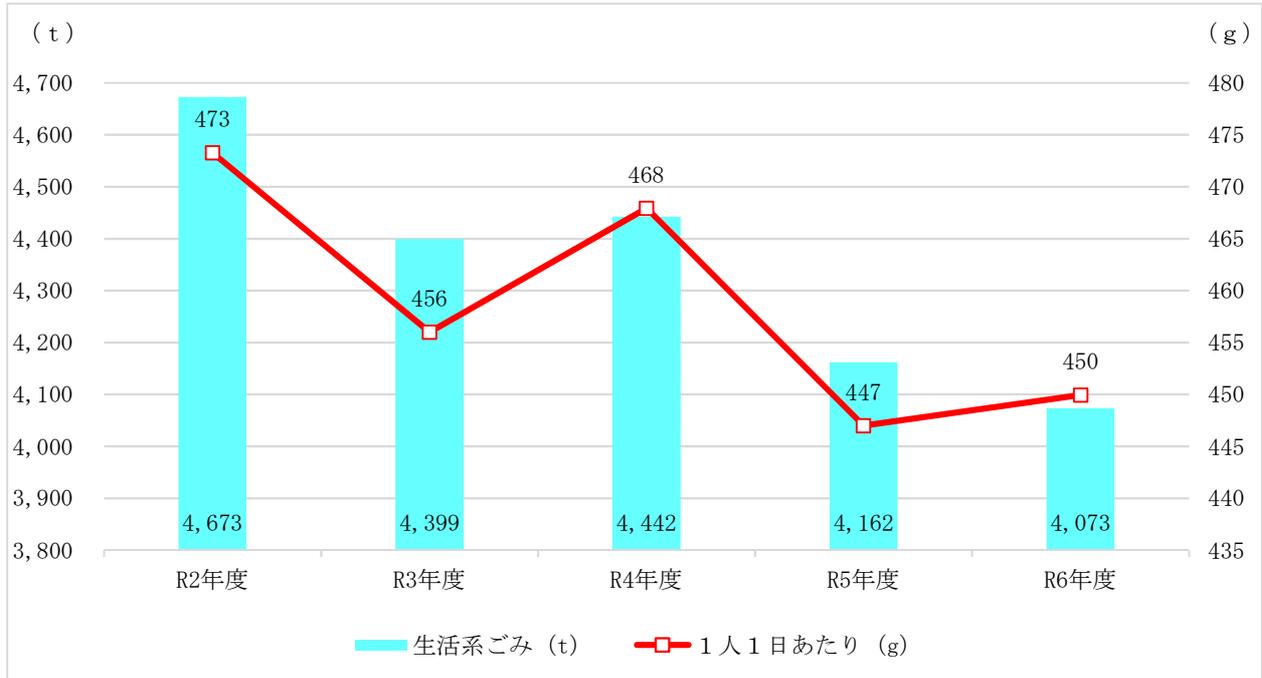
(ごみの量：一般廃棄物処理実態調査、人口：住民基本台帳)

〇ごみ（生活系及び事業系）の排出量及び人口の推移





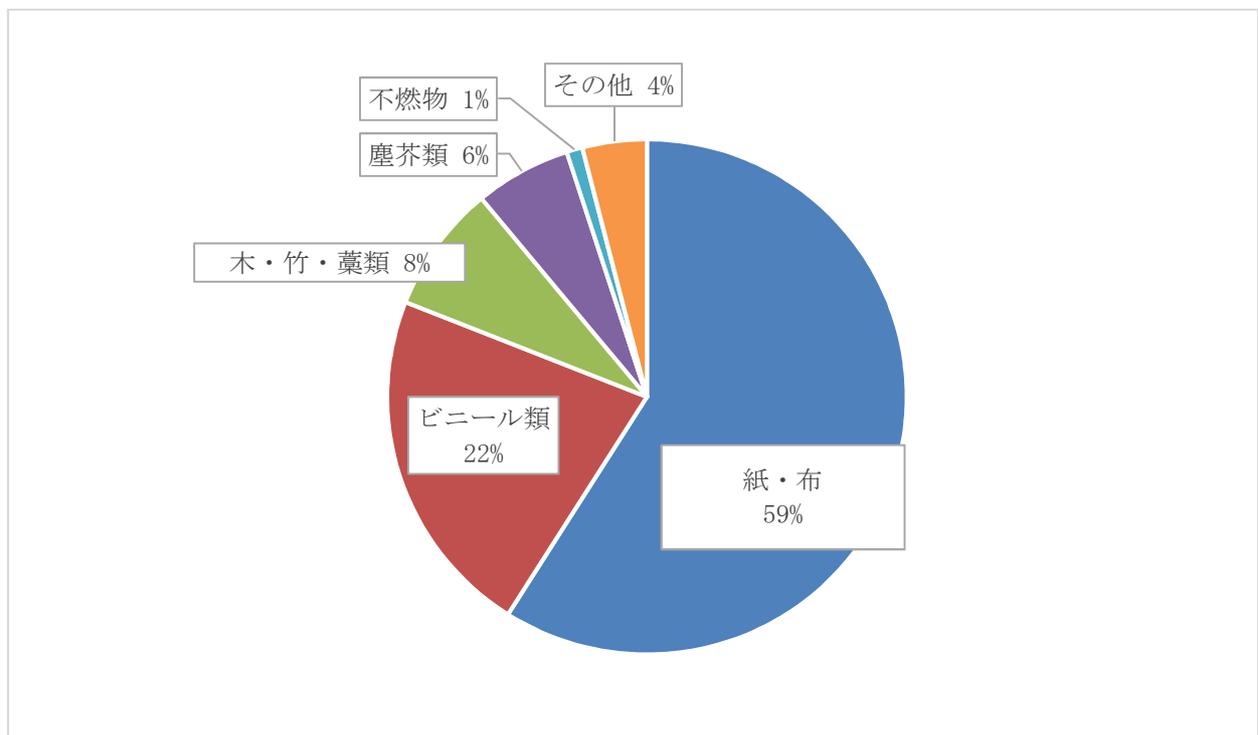
○生活系ごみの排出量及び1人1日あたりの排出量の推移



《参考》

○令和6年度可燃ごみの組成分類

千代田クリーンセンターに搬入される可燃性ごみの組成分析によると、その約6割を紙・布類が占めています。すべてがリサイクル可能な紙・布類ではありませんが、分別の徹底や資源回収の活用を進めることで、さらなるごみ減量の可能性があると考えられます。



(R7. 6. 30 衛生主査会議資料)

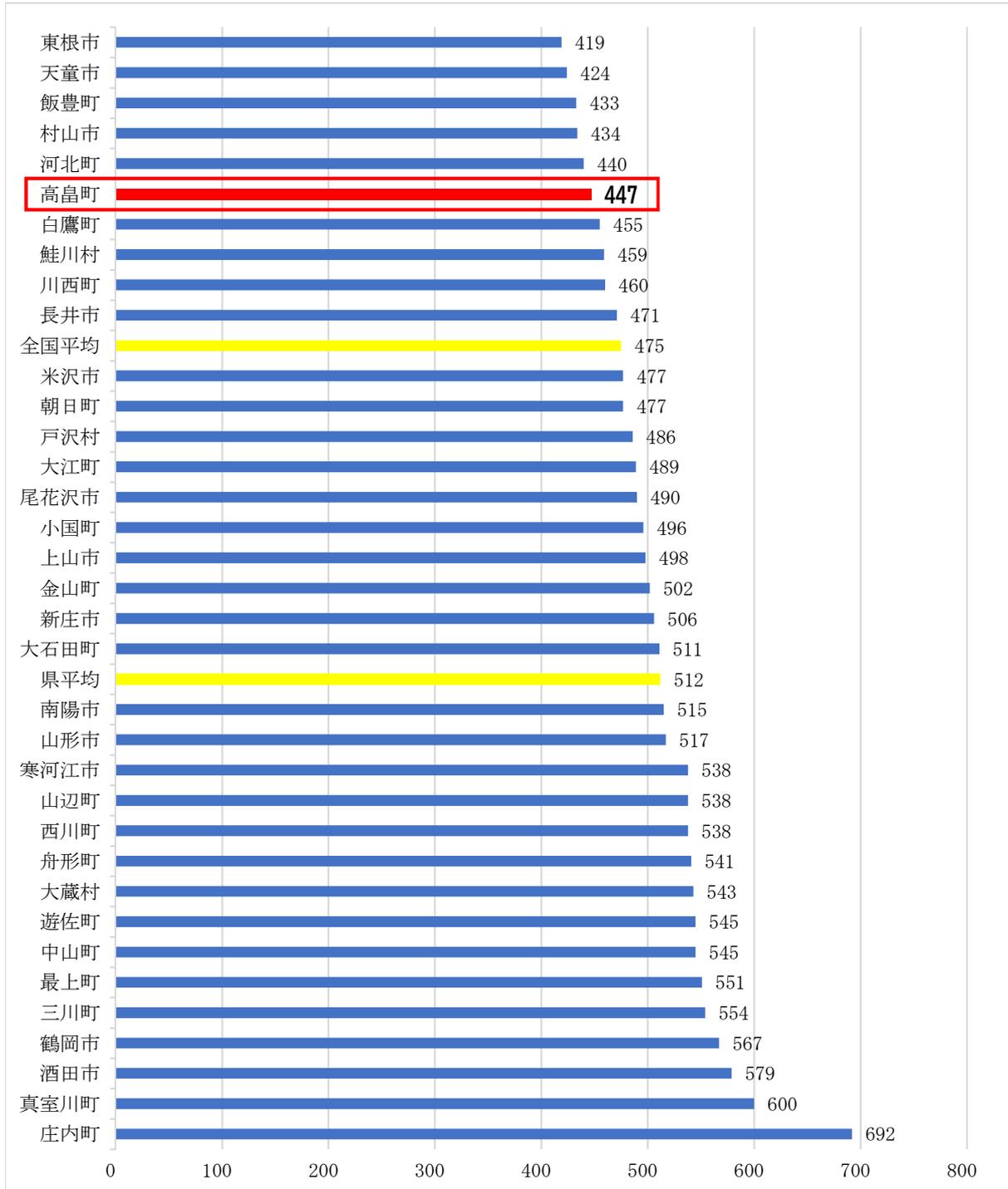


《参考》

○県内市町村における1人1日あたりの生活系ごみ排出量

令和5年度の1人1日あたりの生活系ごみ（資源物を除く）排出量を県内市町村と比較すると、以下のとおりです。

令和5年度の本町の1人1日あたりの生活系ごみ排出量は447gで、全国平均や県平均と比べて少なく、県内では6番目に低い水準となっています。



(一般廃棄物処理実態調査)



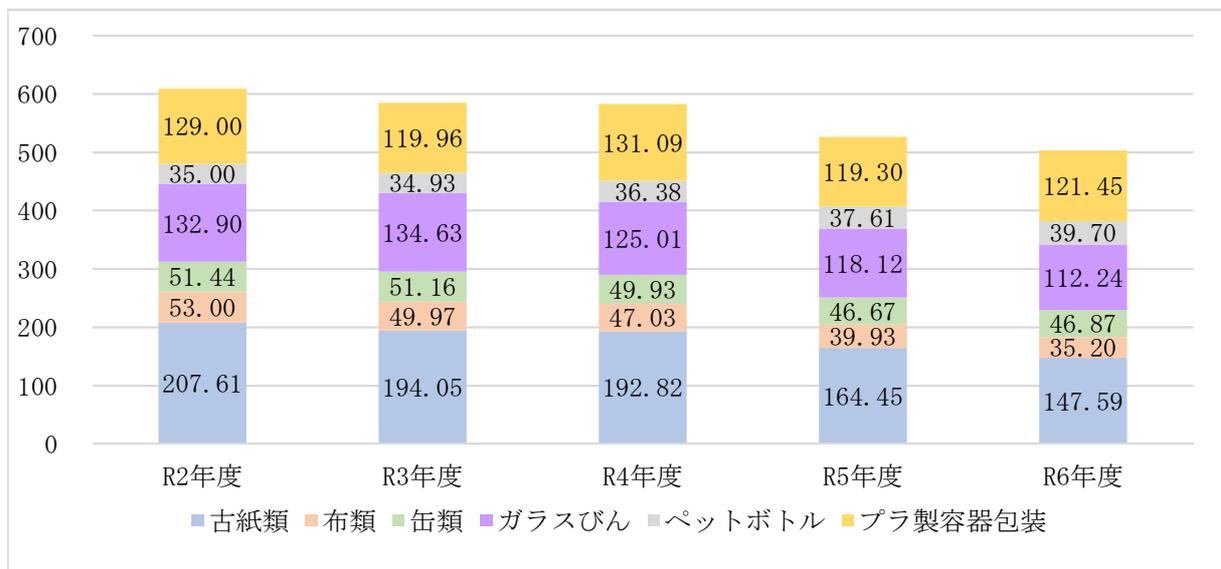
(2) 資源物として収集した量

令和2年度から令和6年度にかけて、資源物として収集・処理した量は減少傾向にあります。これは、人口減少に加え、民間事業者による店頭回収等の普及も影響しているものと考えられます。

単位：t

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
古紙類	207.61	194.05	192.82	164.45	147.59
古繊維類	53.00	49.97	47.03	39.93	35.20
缶類	51.44	51.16	49.93	46.67	46.87
ガラスびん	132.90	134.63	125.01	118.12	112.24
ペットボトル	35.00	34.93	36.38	37.61	39.70
プラ製容器包装	129.00	119.96	131.09	119.30	121.45
合計	608.95	584.70	582.26	526.08	503.05

(古紙・古繊維類・缶類・ガラスびん：県南リサイクルセンター搬入量)
(ペットボトル・プラ製容器包装：千代田クリーンセンター年報)



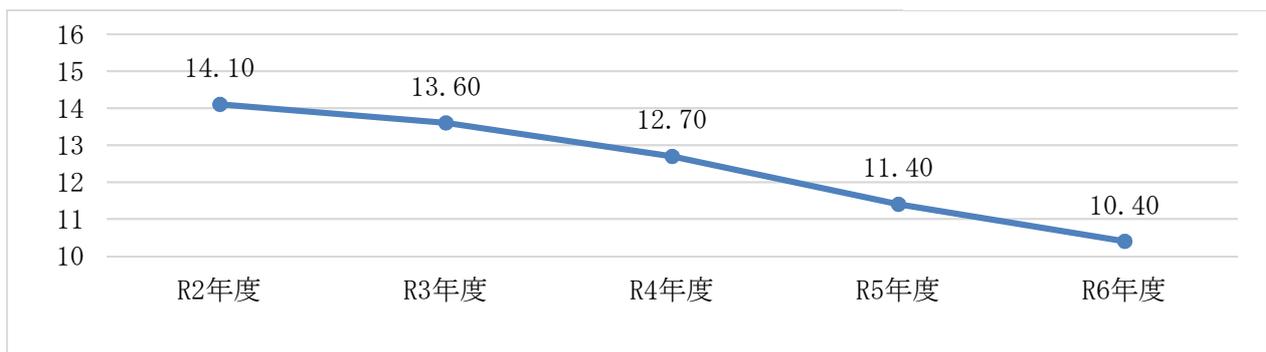
(3) リサイクル率 (資源化量÷ごみ総排出量)

令和2年度14.1%から令和6年度10.4%へと低下しており、概ね資源化量の減少傾向と同様の推移を示しています。

単位：%

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
リサイクル率	14.10	13.60	12.70	11.40	10.40

(一般廃棄物処理実態調査)





(4) 最終処分量

最終処分量は、焼却・破碎処理等の中間処理後に発生する焼却灰や不燃残渣等を、浅川最終処分場において最終処分（埋立処理）する量を指します。

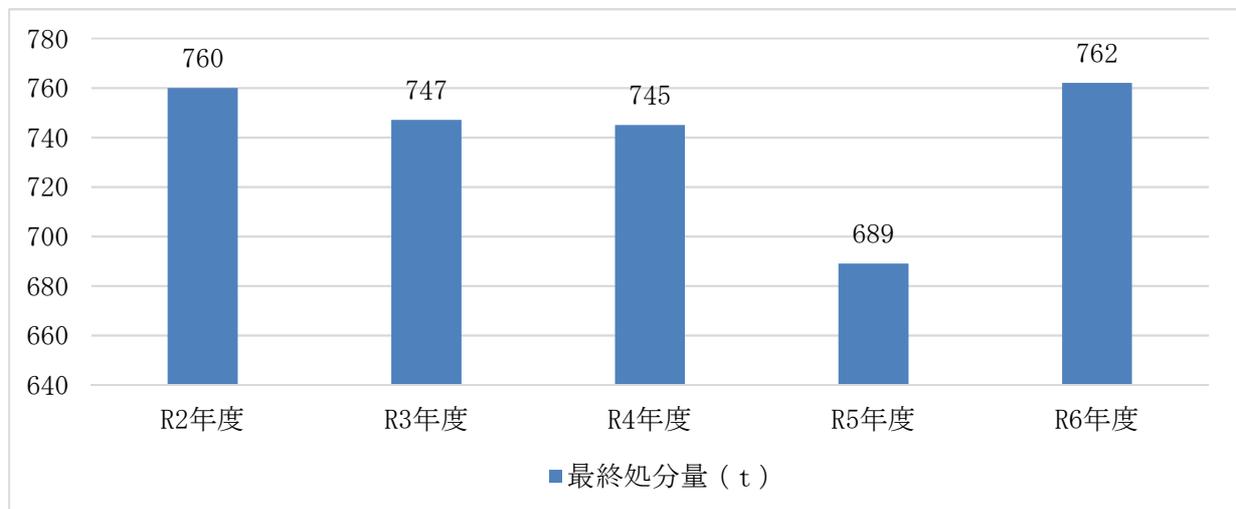
近年は、人口減少やごみ排出量の減少等の影響により、全体としては減少傾向で推移しています。

なお、令和5年度は粗大ごみ処理施設の破碎機故障により約半年間施設が停止したことから、最終処分量が一時的に減少しました。その影響により、令和6年度に当該分の処理を行ったため、最終処分量は増加しています。

単位：t

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
最終処分量	760	747	745	689	762

(一般廃棄物処理実態調査)





第4章 基本方針及び具体的施策

1. 基本方針

本計画は、「第6次総合計画」に掲げる将来像『ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」』の実現に向け、「一人ひとりがしあわせになるまち」を目指すものです。

その実現に向けて、町民・事業者・行政が共想のもと連携し、脱炭素社会及び循環型社会の形成を推進します。

人口減少や高齢化が進行する中においても、ごみの発生抑制及び資源循環の取り組みを着実に進めることで、環境負荷の低減と安定的な廃棄物処理体制の確保を両立し、将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまちの実現を目指します。

基本方針1 発生抑制(2R)の推進によるごみの減量

「2R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース）」の推進を最重要方針とし、可能な限り新たな資源・エネルギーやコストを投入せず、ごみの発生そのものを抑えることを基本理念とします。

また、従来の「排出後の処理」中心から、「発生させない・繰り返し使う」取り組みへと重点を転換し、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

資源循環型社会の形成を目指し、町民・事業者・行政が連携してごみの適正な分別を徹底するとともに、再資源化を推進します。

また、分別の質の向上により、資源化率の向上を図り、焼却量及び最終処分量の削減につなげ、限りある資源の有効活用と環境負荷の低減を図ります。

基本方針3 安心・安全なまちの実現

安全で安定したごみ処理体制を確保し、災害時や社会環境の変化にも適切に対応できる体制を構築することで、町民が安心して暮らせるまちを目指します。

あわせて、廃棄物処理施設の適正な維持管理や事故防止対策の徹底、不法投棄の防止を推進し、環境負荷の低減と公衆衛生の確保、安全で快適な生活環境の保全に努めます。



2. 具体的な取り組み（町：★、町民：●、事業者：◆）

基本方針1 発生抑制(2R)の推進によるごみの減量

施策1 発生抑制（リデュース）の推進

- ★ 商品の購入時に、町民が自ら買い物袋やマイバッグを持参するよう啓発します。
- ★ 簡易包装の商品、詰め替え可能商品、繰り返し使用可能な容器など、環境負荷の少ない商品の選択を促進します。
- ★ 公共施設に設置している給水スポットの周知を強化し、マイボトル利用の促進を図ります。

- 詰め替え商品、古紙を利用した再生品などを積極的に利用するよう努めます。
- 使い捨て容器の使用を控え、リターナブルびんや繰り返し使用可能な容器を使用した商品の購入に努めます。

- ◆ 使い捨て容器の使用が増加していることから、繰り返し使用可能な容器への転換を進めます。
- ◆ 可能な限り資源として再生可能な容器の使用や回収・リサイクルの取り組みを推進します。
- ◆ 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパーなどには再生品の使用に配慮します。
- ◆ 事業活動に使用する原材料についても、再生品など環境負荷の少ない商品を活用し、ものを無駄に消費しないよう心がけます。

施策2 再使用（リユース）の推進

- ★ 千代田クリーンセンターのくりえいと工房において不用品の補修・再生を行い、再利用の推進を図ります。
- ★ 各種イベントにおいて、フリーマーケットや不用品譲渡会等を開催するとともに、その開催情報をLINEやSNSで積極的に発信することで、再使用（リユース）の促進につなげます。

- フリーマーケットへの出展や利用することで不用品の再利用を心がけます。
- ものを大切に使い、不要になったものでも再利用できる方法を積極的に検討します。

- ◆ 不用品や廃棄予定品については、再生・修理・再利用できる仕組みを整備し、可能な限り廃棄せず再使用します。



施策3 食品ロス削減、生ごみ減量の推進

- ★ 家庭や事業所における食品ロスの削減を図るため、適量購入や食べきりの促進に取り組めます。
- ★ 食べ残しを減らす3010運動などの普及啓発を図ります。
- ★ 家庭から排出される生ごみの減量及び資源循環を推進するため、町環境衛生組合連合会と連携し、生ごみ処理機の購入費に対する助成を継続します。

- 家庭内でも、生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機を活用し、ごみの排出量をできる限り減らすよう努めます。
- 「3きり運動（使い切り・食べ切り・水切り）を意識して、生ごみの発生量を減らすとともに、食品ロスの削減に取り組めます。
- 未使用食品の有効活用を図るため、フードバンクやフードドライブの活用を努めます。

- ◆ 売り切りや「てまえどり」の取り組みを推進することで、食品ロスの削減を図ります。
- ◆ すぐに消費する場合には、販売期限の近い商品を積極的に選ぶ行動を促します。



基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

施策1 分別ルール周知徹底

- ★ 分別区分や排出方法について、広報紙やホームページ、分別冊子等を活用し、広く周知します。
 - ★ 町公式LINEを活用し、ごみの分別方法を手軽に検索できる仕組みを整備します。
 - ★ 充電式電池を含む製品や電池、ライター等の正しい排出方法を広報紙、ホームページ等で周知します。
 - ★ 製品プラスチックの分別方法についても検討を行い、ルールに反映させることで、資源化の促進とごみの減量を目指します。
-
- ごみの分別排出を徹底し、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類、小型充電式電池、生ごみ（モデル地区のみ）、廃食油、空き缶、空きビン、古繊維類については、資源ごみとして適切に分別し、回収に協力するよう努めます。
 - 小型家電や小型充電式電池等については、小型家電回収事業を活用するとともに、リサイクルマークのある充電式電池は各地区公民館等に設置された回収ボックスを利用し、適正な回収に協力するよう努めます。
-
- ◆ 事業活動に伴い発生する廃棄物について、資源物と廃棄物を適正に分別し、再資源化の推進に努めます。

施策2 地域と連携した資源回収体制の推進

- ★ 食品トレイや紙類等の資源物について、スーパー等で実施されている店頭回収の利用を促進し、資源の有効活用を図ります。
 - ★ 子ども育成会等が実施する集団資源回収への支援を継続し、地域における資源循環の取り組みを推進します。
-
- 食品トレイや古紙類、ペットボトルなどの資源物については分別を徹底するとともに、町の分別収集に加え、店頭回収や集団資源回収を積極的に活用します。
 - 子ども会育成会などの住民団体による、古新聞・古雑誌等の古紙類やビールびん、一升びんなどのリターナブルびんの自主的な回収活動を積極的に行います。
-
- ◆ 店頭回収の実施や回収品目の充実に努め、利用しやすい回収体制を整備します。
 - ◆ 回収した資源物の適正なリサイクルを推進し、地域と連携した資源循環の取り組みに協力します。



基本方針3 安心・安全なまちの実現

施策1 ごみ収集所の適正管理

- ★ ごみ収集所の適正管理を推進し、清潔で安全な生活環境の確保を図ります。
- ★ 表示板や啓発看板を設置・配付することで、町民に分別ルールや排出時間をわかりやすく伝え、適正排出の促進に努めます。
- ごみ出しルールや分別方法を守り、収集所を清潔に保ちます。
- ごみ袋の飛散防止や専用ネットの適正使用に努め、ねこやカラスなどによるごみ荒らしを防止し、収集所の衛生と安全の確保に協力します。
- ◆ 事業系ごみを生活系ごみと混在させず、適正な方法で排出します。

施策2 災害時対応体制の強化

- ★ 災害廃棄物の仮置場を事前に確保し、収集・運搬体制を定め、迅速な回収に備えます。
- ★ 災害時の分別方法や排出ルールをマニュアル化し、町民や事業者に周知します。
- 災害時には町の指示に従い、適切にごみを分別・排出します。
- 高齢者などの支援が必要な世帯への配慮を行い、地域で協力しながら排出します。
- ◆ 災害時には、町と連携し、円滑な廃棄物処理体制の確保に協力します。
- ◆ 必要に応じて自社の敷地を災害廃棄物の仮置場として提供するなど、町の災害対応に協力します。

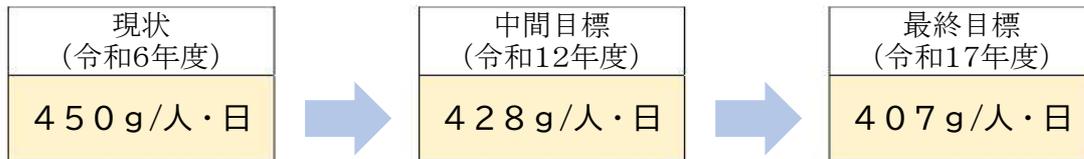
施策3 生活環境の保全

- ★ 不法投棄防止看板や監視カメラの設置、パトロールの実施により、地域の環境保全に努めます
- ★ 県、町環境衛生組合連合会、不法投棄監視員等の関係機関・団体と連携し、早期発見・早期対応に努めます。
- 不法投棄を行わず、発見した場合は速やかに通報するなど、地域の環境保全に協力します。
- ◆ 事業系ごみの適正分別・適正処理を徹底し、周辺環境への影響防止に努めます。



3. 数値目標

(1) 町民1人1日あたりの生活系ごみの排出量



1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、町民の排出行動を反映する重要な指標であることから評価指標とします。

目標値については、本町の現状（450g）及びこれまでの減量実績を踏まえ、急激な削減ではなく段階的な減量を基本とし、5年後に約4.6%減の428g、10年後に約9.6%減の407gを目標として設定します。

《参考》

○山形県循環型社会形成推進計画

項目	計画策定時 (H30年度)	実績 (令和5年度)	中間目標 (R7年度)	目標 (R12年度)
1人1日当たりの 家庭系ごみの排出量	528g	512g	440g	408g

(2) リサイクル率



リサイクル率は、廃棄物の再利用割合を示す重要な指標です。今後は、町が回収する資源物に加え、小売店等の店頭回収分も可能な範囲で把握し、より正確なリサイクル状況の把握に努めます。（本計画19ページのリサイクル率の算出方法参照）

本計画では、過去の減少傾向を踏まえつつ、施策効果の実現可能性を考慮し、年間減少幅の約8割相当を改善目標として設定しました。

《参考》

○山形県循環型社会形成推進計画

項目	計画策定時 (H30年度)	実績 (令和5年度)	中間目標 (R7年度)	目標 (R12年度)
リサイクル率	18.2%	20.2%	23%	28%

※小売店における店頭回収量等を含むリサイクル率を県で独自に算定したものです。



○リサイクル率の算出方法

本町では、国が示すリサイクル率算出式に、小売店等の店頭回収分を加算する方法を採用します。

これにより、実際のリサイクル状況をより正確に把握し、地域におけるごみの資源化の進捗を反映させることが可能になります。

《リサイクル率の算出式》

$$\frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}} \times 100$$

資源化量 県南リサイクルセンターからの搬出量 + 集団資源回収量 + 拠点回収量 + 千代田クリーンセンターリサイクルプラザからの資源物搬出量 + **店頭等回収量**
 ごみ排出量 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 + 拠点回収量 + **店頭等回収量**

(3) ごみの最終処分量



最終処分量の削減は、ごみ減量化の最も重要な目標であり、資源化施策の効果を評価する指標として位置づけています。最終処分場には限りがあり、最終処分量の削減は環境保護や処分場の効率的な運営にも不可欠です。

本計画では、過去の削減実績を基に、年間一定の減少を見込んだ数値を改善目標として設定しました。今後は、さらなるごみの減量とリサイクルの促進を進め、目標達成を目指します。



資料編

1. 用語集

【あ行】

○ 一般廃棄物

廃棄物処理法において定義される「廃棄物（ごみ・し尿）」のうち、産業廃棄物以外のもの。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどが含まれ、処理責任は市町村にある。分別収集や減量化、再資源化の推進が求められる。

○ 置賜広域行政事務組合

置賜地域3市5町（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町）で構成される一部事務組合。ごみ処理施設の整備・運営や消防業務など、広域で実施することで効率化が図られる事務を担う。

【さ行】

○ サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済ではなく、市場のライフサイクル全体で資源を効率的・循環的に活用し、ストックの有効利用やサービス化を通じて付加価値の最大化を図る経済のこと。

○ 産業廃棄物

事業活動（製造業、建設業など）に伴って排出される廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃プラスチック、金属くずなど、廃棄物処理法で定められた20種類のものを指す。

○ 3きり運動（使い切り・食べ切り・水切り）

食品の賞味期限や消費期限を正しく理解し、必要な量を計画的に購入した上で、①使い切り、②食べ切り、③水切りの実践を通じて生ごみを減らす運動。

○ 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業者の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、「産業廃棄物」に該当しないもの。具体的には、事務所や店舗から出る紙くず、食品残さ、可燃ごみ・不燃ごみ、古布などが含まれる。

○ 集団資源回収

自治会や子ども会（育成会）、PTAなどが主体となり、地域で古紙や空き瓶などの資源ごみの回収活動。



○ 循環型社会

製品等の廃棄を抑制し、次に排出された廃棄物を資源として可能な限り適正に利用し、最後に利用できないものは適正に処分することで、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を低減した社会のこと。

○ 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

○ 生活系ごみ

一般家庭から日常生活から排出されるごみ。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどが含まれる。

○ 製品プラスチック

プラスチック製容器包装やペットボトル以外の、プラスチック100%素材でできた製品のこと。ハンガー、歯ブラシ、おもちゃ、バケツなどが含まれる。

【た行】

○脱炭素社会

2050年までに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にすることを目指す社会のこと。

○2R(ツーアール)

循環型社会の形成において優先される取り組みで、ごみの発生を抑える「リデュース(発生抑制)」と、物を繰り返し使う「リユース(再使用)」の2つの活動のこと。

○てまえどり運動

スーパーやコンビニ等で、購入後すぐに食べる場合などに、商品棚の手前にある販売期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。

○店頭回収

スーパーや家電量販店などの店舗が、食品トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電などの資源を自主的に回収する仕組みのこと。



【な行】

○生ごみ処理機

生ごみの減量化や堆肥化を目的とする機器（地上据置型コンポスト、機械式（電気式）処理機）のこと。

【は行】

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の通称。廃棄物の排出抑制や適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等を定め、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とする、廃棄物処理の基本となる法律のこと。

高畠町ごみ処理基本計画

令和8年3月発行

発行 高畠町

〒992-0392

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436

TEL 0238-52-1111 (代表)

FAX 0238-52-1543

編集 高畠町 町民課